

監査委員公表第579号

平成27年3月31日付け監査第865号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成27年7月10日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
 大分県監査委員 柳 井 貞 美
 大分県監査委員 御 手 洗 吉 生
 大分県監査委員 玉 田 輝 義

監査対象団体 (所管課)	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
公立大学法人 大分県立芸術 文化短期大学 (企画振興部 政策企画課)	平成26年11月20日から 平成26年11月21日まで 平成27年1月14日	<p>注意事項 外国旅行の旅費計算において、職務の級の決定を誤ったために、旅費が過大に支給されていた事例が認めれた。</p> <p>措置状況 過大支給されていた額について、3月20日に返納されたことを確認した。 また、支出の際にはグループ全員で確認を行っているが、処理件数が膨大であることから注意が行き届かず、結果的に担当者の誤りに気づけなかったことが本件事案の発生原因であるため、今後は、グループ全員が関係規程を再確認し、チェック体制を強化する等、関係する全職員に対する注意喚起を要請した。</p>
公益財団法人 森林ネットお おいた (農林水産部 林務管理課)	平成26年12月2日から 平成26年12月3日まで	<p>注意事項① 職員給与に関して、扶養親族の認定を誤ったために、扶養手当及び期末手当を過大に支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況① 職員給与に関して手当の支給状況を確認の結果、扶養親族の認定条件に当てはまらない親族に係る扶養手当及び期末手当を過大に支給していたため、過大支給になっている手当を返納させるよう指導した。 当該扶養認定において、所得額証明書に計上されない非課税年金等の受給の有無を確認すべきであったにも関わらず、担当者が確認を怠っていたことが発生原因であり、所得額証明書では課税年金しかわからないため、他に非課税年金等を受給していないか十分に確認して扶養認定を行うよう指導した。</p> <p>注意事項② 公の施設（大分県県民の森）の管理業務の実施</p>

		<p>に関し基本協定書（管理業務仕様書を含む。）で定める施設（大分県青少年の森の展示館）の消防施設等の点検が行われていなかった。</p> <p>措置状況② 平成27年3月9日に公文書で、基本協定（管理業務仕様書を含む。）に基づき適正な管理を行うよう指導した。</p> <p>職員の異動により交代した新任の担当者が、基本協定書（管理業務仕様書を含む。）で定められる施設（大分県青少年の森の展示館）の消防用施設等の点検を失念したことが発生原因であるため、監査対象団体に対し、基本協定に基づく業務報告書による施設の維持管理点検状況の報告を指導するとともに、県においては、基本協定に定める定期モニタリングの際に、施設の点検状況の確認の徹底を図ることとした。</p>
学校法人明佳学園 （福祉保健部 こども子育て 支援課）	平成26年10月1日	<p>注意事項 大分県私立幼稚園保育料減免補助事業において、誤って補助対象外の保育料減免実績を含めて報告したため、補助金が過大に交付されていた。</p> <p>措置状況 園則等で、保育料減免の対象としている園児の保育料から就園奨励費等の他の補助金額を除いた額が、保育料減免基準額を下回る場合は補助の対象とならないが、当該法人において交付申請がなされ、過大に支給されていたものであり、返納金については、平成27年4月15日に収納した。</p> <p>当該学校法人において、県の補助基準が適切に理解されていなかったことが発生原因であるため、「大分県私立幼稚園保育料減免補助事業の交付申請等に係る留意事項について（通知）」にて、全幼稚園に対して本補助金の取扱いや対象範囲について、再度共通理解を促した。</p>
学校法人扇城学園 （生活環境部 私学振興・青少年課）	平成26年9月18日から 平成26年9月19日まで	<p>注意事項 大分県私立高等学校授業料減免補助事業において、実績報告書の授業料減免実績月額の記事を誤ったため補助金が過大に交付されていた。</p> <p>措置状況 実績報告書の記事を誤ったことによる過大交付額については、交付決定を一部取り消しのうえ返納を命じ、平成26年12月8日に返納処理を完了した。</p> <p>実績報告書に記載された減免額の一部が保護者へ未返金となっていたことについては、平成26年11月6日に学校から保護者に返金処理を行った。</p> <p>前年度に転入した生徒が就学支援金をすでに受給しており、減免対象とならないことを担当者が失念し、実績報告書の減免実績期間・月額の記事を誤ったことが過大交付の原因であり、減免事務</p>

の担当者と授業料の徴収・返金を行う担当者の連携が十分ではなかったことが未返金となった原因である。

平成26年11月19日に開催された私立中学高等学校事務職員研修、平成26年11月20日に開催された大分県私立中学高等学校協会理事長会及び平成27年2月20日に開催された大分県私立高等学校事務担当者連絡会において、当該監査の状況を説明した。

授業料減免は就学支援金と関連する関係にあり、家計の所得の状況の変動で就学支援金の支給額が変更されると、授業料減免額も変動するため、就学支援金の変更を確実に把握すること、その上で、個々の生徒の就学支援金、授業料減免の各月ごとの受給状況を複数の職員により確認するよう指導を徹底した。